

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成27年9月18日

【会社名】 ナノキャリア株式会社

【英訳名】 NanoCarrier Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長CEO 中富 一郎

【本店の所在の場所】 千葉県柏市若柴226番地39 中央144街区15

【電話番号】 04-7197-7621

【事務連絡者氏名】 取締役CFO兼社長室長 松山 哲人

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区京橋一丁目4番10号

【電話番号】 03-3241-0553

【事務連絡者氏名】 取締役CFO兼社長室長 松山 哲人

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 新株予約権付社債及び新株予約権証券

【届出の対象とした募集金額】

その他の者に対する割当	
第3回無担保転換社債型新株予約権付社債	3,000,000,000円
第14回新株予約権	84,201,000円
新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額	6,382,701,000円

（注）新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少いたします。

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

## 第一部 【証券情報】

## 第1 【募集要項】

## 1 【新規発行新株予約権付社債(第3回無担保転換社債型新株予約権付社債)】

銘柄	ナノキャリア株式会社第3回無担保転換社債型新株予約権付社債 (以下「本新株予約権付社債」といい、以下本「第一部 証券情報 第1募集要項 1 新規発行新株予約権付社債(第3回無担保転換社債型新株予約権付社債)」において、その社債部分を「本社債」といい、新株予約権部分を「本新株予約権」という。)
記名・無記名の別	無記名式とし、新株予約権付社債券は発行しない。
券面総額又は振替社債の総額	金3,000,000,000円
各社債の金額	金75,000,000円の1種
発行価額の総額	金3,000,000,000円
発行価格	額面100円につき金100円
利率	本社債には利息を付さない。
利払日	該当事項なし。
利息支払の方法	該当事項なし。
償還期限	平成33年10月8日
償還の方法	<p>1 償還金額 本社債は、平成33年10月8日(以下「償還期限」という。)にその総額を額面100円につき金100円で償還する。</p> <p>2 償還の方法及び期限</p> <p>(1) 本社債は、償還期限にその総額を額面100円につき金100円で償還する。</p> <p>(2) 当社は、平成28年4月1日以降、平成33年10月7日までの期間、その選択により、本新株予約権付社債の社債権者(以下「本社債権者」という。)に対して、償還すべき日(償還期限より前の日とする。)の1ヵ月以上前に事前通知を行った上で、当該繰上償還日に、以下に記載の割合を残存する本新株予約権付社債の全部又は一部の額面金額に乘じた金額で繰上償還することができる。</p> <p>平成28年4月1日から平成30年10月7日までの期間：101.0% 平成30年10月8日から平成31年10月7日までの期間：101.5% 平成31年10月8日から平成32年10月7日までの期間：103.0% 平成32年10月8日から平成33年10月7日までの期間：104.5%</p> <p>(3) 本社債権者は、本新株予約権付社債の発行後、平成30年10月8日までの期間、その選択により、償還すべき日の15営業日前までに事前通知を行った上で、当該繰上償還日に、その保有する本新株予約権付社債の全部又は一部の額面金額の110.0%の割合を乘じた金額で繰上償還することを、当社に請求する権利を有する。</p> <p>(4) 本項に基づき本新株予約権付社債を償還すべき日が銀行休業日に当たるときは、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。</p> <p>(5) 償還元金の支払場所 ナノキャリア株式会社 管理部</p>
募集の方法	第三者割当の方法により、次の者に全額を割り当てる。 ウィズ・ヘルスケア日本2.0投資事業有限責任組合
申込証拠金	該当事項なし。
申込期間	平成27年10月8日(木)

申込取扱場所	ナノキャリア株式会社 管理部
払込期日	平成27年10月8日(木)
振替機関	該当事項なし。
担保	本新株予約権付社債には物上担保及び保証は付されておらず、また本新株予約権付社債のために特に留保されている資産はない。
財務上の特約(担保提供制限)	当社は、本社債の未償還残高が存する限り、本新株予約権付社債発行後に当社が今後国内で発行する他の転換社債型新株予約権付社債(会社法第2条第22号に定められた新株予約権付社債であって、会社法第236条第1項第3号の規定に基づき、本新株予約権の行使に際して、当該新株予約権に係る社債を出資の目的とすることが新株予約権の内容とされたものをいう。)に担保付社債信託法に基づき担保権を設定する場合には、本社債のためにも同法に基づき同順位の担保権を設定する。当社が、本社債のために担保権を設定する場合には、当社は、直ちに登記その他必要な手続きを完了し、かつ、その旨を担保付社債信託法第41条第4項の規定に準じて公告する。
財務上の特約(その他の条項)	本新株予約権付社債には担保付社債等その他一切の財務上の特約は付されていない。

## (注) 1. 社債管理者の不設置

本新株予約権付社債は、会社法第702条ただし書及び会社法施行規則第169条の要件を満たすものであり、社債管理者は設置しません。

## 2. 期限の利益喪失に関する特約

当社は、次の各場合は、本社債について期限の利益を喪失します。当社は、本社債について期限の利益を喪失した場合、本社債権者に対し直ちにその旨を公告します。

- (1) 当社が、いずれかの本社債につき、上記表中「財務上の特約(担保提供制限)」欄の記載又は「償還の方法」欄記載の2の規定に違背し、30日以内にその履行をすることができないとき。
- (2) 当社が本社債以外の社債について期限の利益を喪失したとき、又は期限が到来してもその弁済をすることができないとき。
- (3) 当社が社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき、又は当社以外の社債若しくはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。但し、当該債務の合計額(邦貨換算後)が1億円を超えない場合は、この限りではありません。
- (4) 当社が、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申立をし、又は取締役会において解散(新設合併若しくは吸収合併の場合で、本新株予約権付社債に関する義務が新会社若しくは存続会社へ承継され、本社債権者の利益を害さないと認められる場合を除きます。)の決議を行ったとき。
- (5) 当社が、破産手続開始決定、民事再生手続開始決定若しくは会社更生手続開始決定又は特別清算開始の命令を受けたとき。
- (6) 当社の事業経営に不可欠な資産に対し強制執行、仮差押若しくは仮処分がなされたとき、競売(公売を含みます。)の申立てがあったとき若しくは滞納処分としての差押えがあったとき、又はその他の事由により当社の信用を著しく害する事実が生じたとき。

## 3. 本社債権者に通知する場合の公告の方法

本社債権者に対して公告する場合は、当社の定款所定の方法によりこれを公告します。ただし、法令に別段の定めがある場合を除き、公告の掲載に代えて各本社債権者に直接通知する方法によることができます。

## 4. 社債権者集会に関する事項

- (1) 本社債の社債権者集会は、当社がこれを招集するものとし、開催日の少なくとも3週間前に本社債の社債権者集会を開く旨及び会社法第719条各号所定の事項を公告します。
- (2) 本社債の社債権者集会は東京都においてこれを行います。
- (3) 本社債総額(償還済みの額を除きます。)の10分の1以上を保有する本社債権者は、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を当社に提出して、社債権者集会の招集を請求することができます。

## 5. 取得格付

格付けは取得していません。

## （新株予約権付社債に関する事項）

新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式 (完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。また、単元株式数は100株である。)
新株予約権の目的となる株式の数	本新株予約権の行使請求により当社が当社普通株式を新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分(以下、当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。)する数は、行使請求に係る本社債の払込価額の総額を転換価額で除して得られる最大整数とする。但し、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。「転換価額」とは、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項記載の金額を指すが、同欄第3項によりこれが調整される場合には、かかる調整後の金額を指す。
新株予約権の行使時の払込金額	<p>1 本新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該本新株予約権に係る本社債とし、当該社債の価額はその払込金額と同額とする。</p> <p>2 転換価額は、1株につき1,140円とする。</p> <p>3 転換価額の調整</p> <p>(1) 当社は、当社が本新株予約権付社債の発行後、本欄(2)に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生ずる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「転換価額調整式」という。)をもって転換価額を調整する。</p> $\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$ <p>(2) 転換価額調整式により転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。</p> <p>本欄(4)に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(但し、当社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式若しくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券若しくは権利の転換、交換又は行使による場合を除く。)調整後の転換価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。</p> <p>当社普通株式の株式分割又は当社普通株式の無償割当てにより当社普通株式を発行する場合 調整後の転換価額は、株式分割のための基準日の翌日以降又は当社普通株式の無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。但し、当社普通株式の無償割当てについて、当社普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。</p> <p>本欄(4)に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付と引換えに当社に取得され若しくは取得を請求できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債を発行(無償割当ての場合を含む。)する場合 調整後の転換価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券又は権利(以下「取得請求権付株式等」という。)の全てが当初の条件で転換、交換又は行使され、当社普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を適用して算出するものとし、当該取得請求権付株式等の払込期日(新株予約権が無償にて発行される場合は割当日)の翌日以降、又は無償割当てのための基準日がある場合はその日(基準日を定めない場合には効力発生日)の翌日以降これを適用する。</p>

	<p>上記にかかわらず、転換、交換又は行使に対して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後の転換価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。</p> <p>上記乃至の各取引において、当社普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、無償割当ての効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、調整後の転換価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用するものとする。</p> <p>この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により当社普通株式を交付する。この場合、1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。なお、株式の交付については欄外(注)4の規定を準用する。</p> $\text{交付普通株式数} = \frac{(\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額}) \times \text{調整前転換価額により当該期間内に交付された当社普通株式数}}{\text{調整後転換価額}}$ <p>(3) 転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が1円未満に留まる限りは、転換価額の調整はこれを行わない。ただし、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生し、転換価額を調整する場合には、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて調整前転換価額からこの差額を差し引いた額を使用する。</p> <p>(4) 転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。</p> <p>転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値(終値のない日数を除く。気配値表示を含む。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。</p> <p>転換価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、係る基準日がない場合は、調整後の転換価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。</p> <p>(5) 本欄(2)の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本社債権者と協議の上、その承認を得て、必要な転換価額の調整を行う。</p> <p>株式の併合、合併、会社法第762条第1項に定められた新設分割、会社法第757条に定められた吸収分割、株式交換又は株式移転のために転換価額の調整を必要とするとき。</p> <p>その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。</p> <p>当社普通株式の株主に対する他の種類の株式の無償割当てのために転換価額の調整を必要とするとき。</p> <p>転換価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(6) 本欄(1)乃至(5)により転換価額の調整を行うときには、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用開始日その他必要な事項を当該適用開始日の前日までに本社債権者に通知する。ただし、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
--	--

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	金3,000,000,000円
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、行使に係る社債の払込金額の総額を、上記表中「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の株式の数で除した額とする。</li> <li>2 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の資本組入額 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切上げた金額とする。また本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じて得た額とする。</li> </ol>
新株予約権の行使期間	平成27年10月8日から平成33年9月30日までとする。ただし、当社の選択による本社債の繰上償還の場合は、償還日の前営業日まで、期限の利益の喪失の場合には、期限の利益の喪失時まで、本社債権者の選択による本社債の繰上償還の場合は、償還日の前営業日までとする。上記いずれの場合も、平成33年10月1日より後に本新株予約権を行使することはできない。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 新株予約権の行使請求の受付場所 ナノキャリア株式会社 管理部 千葉県柏市若柴226番地39 中央144街区15</li> <li>2 新株予約権の行使請求の取次場所 該当事項なし</li> <li>3 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 該当事項なし</li> </ol>
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	取得の事由及び取得の条件は定めない。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権付社債は会社法第254条第2項本文及び第3項本文の定めにより本社債又は本新株予約権のうち一方のみを譲渡することはできない。
代用払込みに関する事項	本新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該本新株予約権に係る本社債とし、当該社債の価額はその払込金額と同額とする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし。

(注) 1. 本社債に付された新株予約権の数

各本社債に付する本新株予約権の数は1個とし、合計40個の本新株予約権を発行します。

2. 本新株予約権の行使請求の方法

本新株予約権を行使請求しようとする本社債権者は、当社の定める行使請求書に、行使請求しようとする本新株予約権に係る本新株予約権付社債を表示し、請求の年月日等を記載してこれに記名捺印した上、行使請求期間中に上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求受付場所に提出しなければなりません。

3. 本新株予約権行使の効力発生時期

行使請求の効力は、行使請求に必要な書類の全部が上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求受付場所に到着した日に発生します。

4. 株式の交付方法

当社は、本新株予約権の行使請求の効力発生後速やかに社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律75号)(以下「振替法」といいます。)第130条第1項及びその他の関連法令に定めるところに従い、当社普通株式を取り扱う振替機関に対し、当該新株予約権の行使により交付される当社普通株式の新規記録情報を通知します。

5. 本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする理由

本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、かつ本新株予約権の行使に際して当該本新株予約権に係る本社債が出資され、本社債と本新株予約権が相互に密接に関係することを考慮し、また、本募集要項及び割当先との間で締結する予定の契約(以下「本投資契約」といいます。)に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として独立した第三者機関(当該算定機関名等については、後述の「第3 第三者割当の場合の特記事項 3 発行条件に関する事項」を参照してください。)の評価報告書の新株予約権に関する評価結果及び本社債の利率、繰上償還、発行価額等のその他の発行条件により当社が得られる経済的価値等を勘案して、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととしました。

## 6. 本新株予約権の行使指示

当社は、下記7 に記載のとおり、平成29年4月1日以降、10連続取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の出来高加重平均価格が本新株予約権の行使価額の130%を超過した場合、割当予定先に対して、当社と割当予定先との間で締結する本投資契約に定める条項に従い、本新株予約権付社債の発行価額の総額の2分の1である15億円の金額を各本社債の金額で除した数を超えない個数の本新株予約権の行使を指示することが可能であり、転換が行われた場合は、将来の償還金額が減少するとともに、負債が削減され、自己資本の強化が可能になります。

## 7. 当社は、割当予定先の無限責任組合員である株式会社ウィズ・パートナーズとの間で本投資契約を締結しており、本投資契約には本新株予約権付社債に関する下記の条項が含まれております。

当社は、平成29年4月1日以降、10連続取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の出来高加重平均価格が本新株予約権の行使価額の130%を超過した場合、割当予定先に対して、当社と割当予定先との間で締結する本投資契約に定める条項に従い、本新株予約権付社債の発行価額の総額の2分の1である15億円の金額を各本社債の金額で除した数を超えない個数の本新株予約権の行使を指示することができます。割当予定先は、係る指示のあった日から2営業日以内に行使を行います。

当社は、( ) 払込期日から3年が経過する日(平成30年10月8日)までの間、又は( ) 割当予定先が本新株予約権付社債の一部若しくは全部又は当社の普通株式を保有している間のうち、いずれか短い期間において、以下の事項を決定又は承認しようとする場合には、事前に(当社の取締役会又は株主総会により承認を行う場合は、係る取締役会及び株主総会のいずれの開催より前をもって「事前」とします。本条において、以下同じ。)、株式会社ウィズ・パートナーズとの間で協議を行い、かつ、同社の書面による承認を得なければならないものとします。

- (1) 組織再編行為(当社が消滅会社となる合併、又は当社が他の会社の完全子会社となる株式交換若しくは株式移転、又は吸収分割若しくは新設分割。以下同じ。)
  - (2) 事業の全部若しくは重要な一部の譲渡又は譲受け
  - (3) 解散又は破産、会社更生手続開始、民事再生手続開始、特別清算開始若しくはその他の倒産手続開始の申立て
  - (4) 当社の株式等を対象とする公開買付に関する意見表明
  - (5) 自己株式の取得(公開買付によるものを含みます。)
  - (6) 当社の普通株式の上場廃止
  - (7) 特別支配株主による株式売渡請求(会社法第179条第2項に定義される意味を有する。以下同じ。)
- 又は株式等売渡請求(会社法第179条の3第1項に定義される意味を有する。以下同じ。)に対する承認

株式会社ウィズ・パートナーズ及び割当予定先は、以下(1)から(8)のいずれかの場合に限り、払込期日以降、平成30年10月8日まで(当日を含みます。)の間は、当社に対して書面をもって通知することにより、割当予定先が保有する残存する本社債の全部又は一部の繰上償還を請求することができます。

- (1) 当社の組織再編行為
- (2) 当社の事業又は資産の全部若しくは重要な一部の譲渡
- (3) 当社の解散又は破産、会社更生手続開始、民事再生手続開始、特別清算開始若しくはその他の倒産手続開始の申立て
- (4) 当社の普通株式の上場廃止又はその決定
- (5) 当社による本投資契約の重大な違反
- (6) 軽微な違反について株式会社ウィズ・パートナーズから是正を求める通告があり、2週間以内に違反状態が改善されない場合
- (7) 当社の普通株式に対する公開買付に関する株式会社ウィズ・パートナーズの事前承諾のない当社の意見表明
- (8) 特別支配株主による株式売渡請求又は株式等売渡請求

## 2 【新株予約権付社債の引受け及び新株予約権付社債管理の委託】

該当事項はありません。

## 3 【新規発行新株予約権証券(第14回新株予約権)】

## (1) 【募集の条件】

発行数	221個(新株予約権1個につき25,000株)
発行価額の総額	84,201,000円
発行価格	新株予約権1個につき381,000円 (新株予約権の目的である株式1株当たり15.24円)
申込手数料	該当事項なし。
申込単位	1個
申込期間	平成27年10月8日(木)
申込証拠金	該当事項なし。
申込取扱場所	ナノキャリア株式会社 管理部 千葉県柏市若柴226番地39 中央144街区15
払込期日	平成27年10月8日(木)
割当日	平成27年10月8日(木)
払込取扱場所	株式会社三井住友銀行 東京中央支店

- (注) 1. 申込及び払込の方法は、本有価証券届出書の効力発生後、申込期間内に申込取扱場所に申込みをすることとし、払込期日に上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。
2. 第14回新株予約権(以下「本新株予約権」といいます。)の募集は第三者割当の方法によります。
3. 本新株予約権については平成27年9月18日の当社取締役会において発行を決議しております。
4. 振替機関の名称及び住所は次のとおりであります。
- 名称：株式会社証券保管振替機構  
住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号



## (2) 【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	<p>当社普通株式 (完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。また、単元株式数は100株である。)</p>
新株予約権の目的となる株式の数	<p>1 本新株予約権1個の行使により当社が当社普通株式を新たに発行又はこれに代えて当社の有する当社普通株式を処分(以下当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。)する数は、25,000株(以下「割当普通株式数」という。)とする。但し、本欄2乃至4により交付普通株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的となる株式の総数も調整後交付普通株式数に応じて調整されるものとする。</p> <p>2 当社が別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄3の規定に従って、行使価額(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄1において定義する。)の調整を行う場合には、交付普通株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。</p> $\text{調整後交付普通株式数} = \frac{\text{調整前交付普通株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>上記算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄3に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。</p> <p>3 調整後交付普通株式数の適用日は、当該調整事由に係る行使価額の調整に関し、各調整事由毎に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。</p> <p>4 交付普通株式数の調整を行うときは、当社は、調整後交付普通株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者(本新株予約権を保有する者をいう。以下、同じ。)に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前交付普通株式数、調整後交付普通株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使時の払込金額	<p>1 本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額(以下に定義する。)に当該行使にかかる本新株予約権の割当普通株式数を乗じた額とする。</p> <p>2 本新株予約権の行使により、当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)は、1,140円とする。但し、行使価額は本欄3(1)の定めるところに従い調整されるものとする。</p> <p>3 行使価額の調整</p> <p>(1) 当社は、当社が本新株予約権の発行後、本欄(2)に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生ずる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$ <p>(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。</p> <p>本欄(4)に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(ただし、当社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式若しくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券若しくは権利の転換、交換又は行使による場合を除く。)</p>

	<p>調整後の行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下、同じ。）の翌日以降又は係る発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。</p> <p>当社普通株式の株式分割又は当社普通株式の無償割当てにより当社普通株式を発行する場合</p> <p>調整後の行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降又は当社普通株式の無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株式の無償割当てについて、当社普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。</p> <p>本欄(4) に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付と引換えに当社に取得され若しくは取得を請求できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債を発行（無償割当ての場合を含む。）する場合</p> <p>調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券又は権利（以下「取得請求権付株式等」という。）の全てが当初の条件で転換、交換又は行使され、当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、当該取得請求権付株式等の払込期日（新株予約権が無償にて発行される場合は割当日）の翌日以降、又は無償割当てのための基準日がある場合はその日（基準日を定めない場合には効力発生日）の翌日以降これを適用する。</p> <p>上記にかかわらず、転換、交換又は行使に対して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。</p> <p>上記乃至の各取引において、当社普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、無償割当ての効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用するものとする。</p> <p>この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により当社普通株式を交付する。この場合、1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。なお、株式の交付については欄外（注）3の規定を準用する。</p> $\text{交付普通株式数} = \frac{\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}}{\text{調整後行使価額}} \times \frac{\text{調整前行使価額により期間内に交付された当社普通株式数}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>(3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満に留まる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。ただし、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。</p> <p>(4) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。</p> <p>行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値（終値のない日数を除く。気配値表示を含む。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。</p>
--	---

	<p>行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後の行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。</p> <p>(5) 本欄(2)の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議の上、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。</p> <p>株式の併合、合併、会社法第762条第1項に定められた新設分割、会社法第757条に定められた吸収分割、株式交換又は株式移転のために行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>当社普通株式の株主に対する他の種類の株式の無償割当てのために行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(6) 本欄(1)乃至(5)により行使価額の調整を行うときには、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を当該適用開始日の前日までに本新株予約権者に通知する。ただし、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
<p>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額</p>	<p>金6,382,701,000円</p> <p>本新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、新株予約権の行使に際して払込むべき金額の合計額は減少する。</p>
<p>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本金組入額</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して払込むべき金額の総額に、行使請求に係る各本新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、上記表中「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の株式の数で除した額とする。</li> <li>2 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた金額とする。</li> <li>3 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、本欄1記載の資本金等増加限度額から本欄1に定める増加する資本金の額を減じた額とする。</li> </ol>
<p>新株予約権の行使期間</p>	<p>平成27年10月8日から平成33年9月30日までとする。ただし、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」に従って本新株予約権が取得される場合、取得される本新株予約権については、当該取得に係る通知で指定する取得日の5営業日前までとする。</p>
<p>新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 新株予約権の行使請求の受付場所 ナノキャリア株式会社 管理部</li> <li>2 新株予約権の行使請求の取次場所 該当事項なし</li> <li>3 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会社三井住友銀行 東京中央支店 東京都中央区日本橋二丁目1番10号</li> </ol>
<p>新株予約権の行使の条件</p>	<p>各本新株予約権の一部行使はできない。</p>

自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	<p>1 当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する日を定めたときは、会社法第273条第2項及び第3項の規定に従って2週間前に通知又は公告をした上で、係る通知又は公告で指定した取得日に、その時点において残存する本新株予約権の全部を本新株予約権1個につき払込金額と同額で取得することができる。</p> <p>2 当社は、当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約若しくは新設分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画が株主総会（株主総会の決議を要しない場合は、取締役会）で承認されたときは、当社は、会社法第273条第2項及び第3項の規定に従って通知又は公告した上で、当社取締役会が別途定める日に、その時点において残存する本新株予約権の全部を本新株予約権1個につき払込金額と同額で取得することができる。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	該当事項なし。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし。

(注) 1. 本新株予約権の行使請求の方法

本新株予約権を行使しようとする新株予約権者は、当社の定める行使請求書（以下「行使請求書」といいます。）に、その行使に係る新株予約権の内容及び数等必要事項を記載して、これに署名した上、行使可能期間中に行使請求受付場所に提出しなければなりません。

本新株予約権を行使しようとする場合、行使請求書の提出に加えて、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄に定める払込取扱場所の指定の口座に振込むものとします。

行使請求受付場所に対し行使に要する書類を提出した者は、当社による書面による承諾がない限り、その後これを撤回することはできません。

2. 本新株予約権行使の効力発生時期

本新株予約権の行使の効力は、行使に必要な書類の全部が行使請求受付場所に到着し、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される金銭の全額が払込取扱場所に定める口座に入金された日に発生します。

3. 株式の交付方法

当社は、本新株予約権の行使請求の効力発生後速やかに振替法第130条第1項及びその他関係法令に定めるところに従い、当社普通株式を取り扱う振替機関に対し、当該新株予約権の行使により交付される当社普通株式の新規記録情報を通知します。

4. 新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しません。

5. 本新株予約権の行使指示

本新株予約権については、原則として当社が割当予定先に対して行使指示を行った場合に限り行使が行われます。当社は、本投資契約において以下のとおり合意しております。

( )本新株予約権のうち142個について：当社・当社関連会社が、当社事業に資する第三者投資家との間で当社の事業の遂行・推進・提携等に関する契約を締結した場合、当社は割当予定先に対し本新株予約権の行使を指示し、割当予定先は本新株予約権を行使して当該第三者に当社普通株式を譲渡します。但し、当社による資本・事業提携、M&A案件で、株式会社ウィズ・パートナーズによる貢献が認められたものの金額（本投資契約の規定に従い算定されます。）の合計が50億円に達した場合は、その時点で残存する当該新株予約権の5分の3に相当する個数につき、割当予定先は自由に行使することができます。

( )本新株予約権のうち残りの79個について：当社は、平成28年1月1日以降平成28年12月31日の期間、10連続取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の出来高加重平均価格が本新株予約権の行使価額の130%を超過している場合に限り、割当予定先に対して、本新株予約権の行使を指示することができます。ただし、当社及び株式会社ウィズ・パートナーズが同意した場合には、上記の個数を超過して行使指示を行うことができ（その場合、( )に定める新株予約権の個数が超過分控除されます。）、又は上記の期間以外でも行使指示を行うことができます。

当社は、本投資契約に従い、資本・事業提携、M&A案件の進捗に応じ、またその時々当社の資金需要に応じて、本新株予約権の行使を指示します。本新株予約権の資金使途は資本・事業提携、M&A案件であり、当社の希望に合う案件がない場合には行使の指示を行いませんので、その場合は本新株予約権は行使されず、1株当たりの利益の希薄化も生じません。

6. 上記5.に記載のほか、本投資契約には本新株予約権に関する下記の条項が含まれております。

当社は、( )払込期日から3年が経過する日(平成30年10月8日)までの間、又は( )割当予定先が本新株予約権の一部若しくは全部又は当社の普通株式を保有している間のうち、いずれか短い期間において、以下の事項を決定又は承認しようとする場合には、事前に(当社の取締役会又は株主総会により承認を行う場合は、係る取締役会及び株主総会のいずれの開催より前をもって「事前」とします。本条において、以下同じ。)、株式会社ウィズ・パートナーズとの間で協議を行い、かつ、同社の書面による承認を得なければならないものとします。

- (1) 組織再編行為(当社が消滅会社となる合併、又は当社が他の会社の完全子会社となる株式交換若しくは株式移転、又は吸収分割若しくは新設分割。以下同じ。)
- (2) 事業の全部若しくは重要な一部の譲渡又は譲受け
- (3) 解散又は破産、会社更生手続開始、民事再生手続開始、特別清算開始若しくはその他の倒産手続開始の申立て
- (4) 当社の株式等を対象とする公開買付に関する意見表明
- (5) 自己株式の取得(公開買付によるものを含みます。)
- (6) 当社の普通株式の上場廃止
- (7) 特別支配株主による株式売渡請求(会社法第179条第2項に定義される意味を有します。以下同じ。 )又は株式等売渡請求(会社法第179条の3第1項に定義される意味を有します。以下同じ。 )に対する承認

株式会社ウィズ・パートナーズ及び割当予定先は、以下(1)から(8)のいずれかの場合に限り、払込期日以降、平成30年10月8日まで(当日を含みます。 )の間は、当社に対して書面をもって通知することにより、割当予定先が保有する残存する本新株予約権の全部又は一部を、本新株予約権の発行要項に定める手続に則り取得するよう請求することができます。

- (1) 当社の組織再編行為
- (2) 当社の事業又は資産の全部若しくは重要な一部の譲渡
- (3) 当社の解散又は破産、会社更生手続開始、民事再生手続開始、特別清算開始若しくはその他の倒産手続開始の申立て
- (4) 当社の普通株式の上場廃止又はその決定
- (5) 当社による本投資契約の重大な違反
- (6) 軽微な違反について株式会社ウィズ・パートナーズから是正を求める通告があり、2週間以内に違反状態が改善されない場合
- (7) 当社の普通株式に対する公開買付に関する株式会社ウィズ・パートナーズの事前承諾のない当社の意見表明
- (8) 特別支配株主による株式売渡請求又は株式等売渡請求

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

#### 4 【新規発行による手取金の使途】

##### (1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
9,382,701,000	79,000,000	9,303,701,000

- (注) 1. 払込金額の総額は、第3回新株予約権付社債（3,000,000,000円）及び第14回新株予約権の発行価額の総額及び行使に際して払い込むべき金額の合計額（6,382,701,000円）を合算した金額であります。なお新株予約権の行使により調達する差引手取概算額は、新株予約権の行使状況により変更される場合があります。
2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
3. 発行諸費用の概算額の内訳は、弁護士報酬費用20,000,000円、新株予約権等算定評価報酬費用8,000,000円、反社会的勢力との関連性に関する第三者調査機関報酬費用2,500,000円、その他の事務費用48,500,000円（有価証券届出書作成費用、変更登記費用等）の合計です。

##### (2) 【手取金の使途】

調達する資金の具体的な使途	金額（百万円）	支出予定時期
資本・事業提携、M&A費用	9,303	平成27年11月～平成33年10月

- (注) 1. 調達資金を実際に支出するまでは、当該資金は銀行口座にて管理いたします。
2. 本新株予約権については、希薄化による影響を勘案し、また資本・事業提携、M&A案件の進捗に伴って資金需要が段階的に生じることに応じて、当社が行使を指示し、段階的に新株予約権が行使されていくことを想定しております。本第三者割当により調達した資金の使途は、複数の提携・M&A案件に支出する予定ですが、現時点で決定している案件はなく、支出は各案件の進捗に応じて、段階的に行われることとなります。現時点で支出予定時期を具体的に想定することは困難ですが、各提携・M&A案件については適切に開示します。
3. 当社は、医薬品事業の経営基盤構築や関連事業や周辺事業の拡大を加速させるためには、当社の内部経営資源を最大限に活用するとともに、有力な企業との資本・事業提携、M&Aを通じた外部経営資源の活用や外部成長の取り込みを図っていくことが有力な選択肢になると考えております。資本・事業提携、M&Aの対象となる具体的な企業については、現在幅広く検討中ですが、医薬品事業の経営基盤強化（開発、製造、販売体制構築等）の上で有力な企業、医薬品事業、関連事業及び周辺事業拡大のための有力な企業として、例えば、抗がん剤開発関連企業、DDS（Drug Delivery Systems）関連企業、等々を検討しております。
4. 株価の状況により、本新株予約権の全部又は一部の行使が進まない状況において、案件の進捗状況に応じて資金が必要となった場合には、当社手持ち資金を充当し又はその他のファイナンス手段を検討して資金を調達する予定です。なお、過去のエクイティ・ファイナンスによって調達した資金の資金使途の変更はしない予定ですが、万が一これを変更する必要性が生じた場合には適切に開示いたします。また、案件が当初の想定通りに成立せず、調達した資金が上記支出予定時期において当該費用に全て充当されない場合も考えられます。その場合、当社は、引き続き新たな案件の検討を続けたうえで、上記支出予定時期以降においても、資本・事業提携、M&Aに係る費用に使用する所存です。
5. 今回の調達資金を上記に記載する使途に充当することにより、画期的な医薬品を全世界に向けて一貫して開発、製造そして販売する（グローバル・イノベーション・ファーマ）へ進化を遂げ、将来に向けて事業の拡大、収益向上及び財務基盤の強化を図ることが可能となり、企業価値及び株式価値の向上に資する合理的なものであると考えております。

## 第2 【売出要項】

該当事項はありません。

## 第3 【第三者割当の場合の特記事項】

## 1 【割当予定先の状況】

## a 割当予定先の概要

名称	ウィズ・ヘルスケア日本2.0投資事業有限責任組合
所在地	東京都港区愛宕二丁目5番1号 愛宕グリーンヒルズMORIタワー36階
出資額	12,260,000,000円
組成目的	尊い命を守り、より健やかな生活を実現するために、独創的な科学上の発見や技術革新あるいは画期的な事業モデルをもとにヘルスケア関連事業を進める企業に投資をすることを目的として本組合は組成されました。
主たる出資者及び出資比率	32.6% 独立行政法人中小企業基盤整備機構 16.3% 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (年金特定信託46626-6030) (同社は企業年金基金の受託者です。) 上記以外に10%以上の出資者はおりません。 なお、本組合の無限責任組合員である株式会社ウィズ・パートナーズは、1.6%を出資しております。
業務執行組合員又はこれに類する者	名称：株式会社ウィズ・パートナーズ 所在地：東京都港区愛宕二丁目5番1号 愛宕グリーンヒルズMORIタワー36F 代表者の役職・氏名：代表取締役CEO 安東俊夫 資本金：1億円 事業内容：1. 国内外のライフサイエンス（バイオテクノロジー）分野・IT（情報通信）分野などを中心とした企業に対する投資・育成 2. 投資事業組合の設立及び投資事業組合財産の管理・運用 3. 経営全般に関するコンサルティング 4. 第二種金融商品取引業、投資助言・代理業、投資運用業 主たる出資者及びその出資比率： 1. 59.0% クワイエットアルファ投資事業有限責任組合 2. 25.5% クワイエットベータ投資事業有限責任組合 3. 15.5% SCSK株式会社

## b 提出者と割当予定先との関係

出資関係	割当予定先は該当事項はありません。なお、割当予定先の業務執行組合員である株式会社ウィズ・パートナーズの組成するウィズ・ヘルスケアPE1号投資事業有限責任組合及びシーエスケイブイシー技術革新成長支援ファンド投資事業有限責任組合は、平成27年9月18日現在で、当社株式を3,230,458株保有しております。
人事関係	割当予定先は該当事項はありません。なお、割当予定先の業務執行組合員である株式会社ウィズ・パートナーズの代表取締役COO松村淳氏及びマネージング・ディレクター藤澤朋行氏が当社の社外取締役を兼務しているほか、同社より出向社員1名を受け入れております。
資金関係	該当事項はありません。
技術又は取引等の関係	該当事項はありません。

(注) 本投資契約には以下の条項が含まれております。

1. ウィズ・ヘルスケアPE1号投資事業有限責任組合（以下「既投資者」といいます。）（本投資契約締結日現在の保有株式数は3,087,550株）及び割当予定先が保有する当社の普通株式の合計が1,499,400株（当社の普通株式につき株式併合・株式分割が行われた場合は、適切に調整されるものとします。）以上の場合、株式会社ウィズ・パートナーズは当社の取締役2名を指名する権利を有するものとします。
2. 既投資者及び割当予定先が保有する当社の普通株式の合計が749,700株以上1,499,400株（当社の普通株式につき株式併合・株式分割が行われた場合は、適切に調整されるものとします。）未満の場合、株式会社ウィズ・パートナーズは当社の取締役1名を指名する権利を有するものとします。

## c 割当予定先の選定理由

当社は、日本発の最先端ナノテクノロジーであるミセル化ナノ粒子技術を活用し、ミセル化ナノ粒子の中に低分子、核酸、ペプチド医薬品を封入した抗がん剤を中心に、革新的な医薬品の開発を進めております。自社開発、製薬企業との共同開発及び導出先製薬企業による開発により、現在、当社が創薬したナノプラチン<sup>®</sup>(NC-6004)、ダハプラチン誘導体ミセル(NC-4016)、エピルピシンミセル(NC-6300/K-912)、及びパクリタキセルミセル(NK105)の4つの医薬品候補が臨床試験段階にあります。なかでも、自社開発製品第一号であるナノプラチン<sup>®</sup>(NC-6004)は、アジア地域における膵がん対象の第 相臨床試験に日本も参加するための治験許可申請が、PMDA(独立行政法人 医薬品医療機器総合機構)に本年6月に受理されたことから、アジア主要国における膵がん対象の第 相臨床試験成績を用いて日本において承認申請を行うことが可能となりました。今後も、上記4つの主要開発パイプラインのグローバルでの早期申請・承認に向けた開発を進めるとともに、がん細胞へのターゲティング性をより高めることで、優れた治療効果及び安全性が期待できる抗がん剤の開発を、自社研究及び製薬企業との共同研究により、積極的に進めて参ります。上述のとおり、主要開発パイプラインの一つであるナノプラチン<sup>®</sup>(NC-6004)は、平成29年9月までに膵がん対象の第 相臨床試験が終了予定で、日本における製造・販売がより具体化してきており、当社の目標である「独自技術を基に画期的な新薬を創生し、人々の健康と生活の質の向上に貢献する」ことがより現実味を帯びてきました。更に、当社はAntibody/Drug-Conjugated Micelle(ADCM)などの新規技術を応用発展させていくことにより、ナノプラチン<sup>®</sup>(NC-6004)の他にも数多くの画期的な医薬品を将来にわたり全世界に提供するべく取り組みを加速しております。その様な当社の現状に鑑みますと、独自技術を基盤とした研究開発型国内バイオベンチャー企業から、画期的な医薬品を全世界に向けて一貫して開発、製造そして販売する「グローバル・イノベーション・ファーマ」への進化を遂げるべく、医薬品会社に求められる経営基盤(開発、製造、販売体制等)の構築が急務であると考えております。そこで、当社が掲げる目標が具体化しつつあるこの時期に、「グローバル・イノベーション・ファーマ」に求められる経営基盤を獲得していくことが、当社の飛躍を左右する喫緊の経営課題であるとの結論に至りました。

医薬品事業の経営基盤構築や関連事業や周辺事業の拡大を加速させるためには、当社の内部経営資源を最大限に活用するとともに、有力な企業との資本・事業提携、M&Aを通じた外部経営資源の活用や外部成長の取り込みを図っていくことが有力な選択肢になると考えております。具体的な相手先企業については、現在幅広く検討中ですが、

医薬品事業の経営基盤強化(開発、製造、販売体制構築等)の上で有力な企業、医薬品事業、関連事業及び周辺事業拡大のための有力な企業として、例えば、抗がん剤開発関連企業、DDS(Drug Delivery Systems)関連企業、等々を検討しております。平成27年8月末時点において、当社は約130億円の資金を有しておりますが、それらは上述した主要開発パイプラインの開発推進を目的とした資金になります。間接金融による借入が極めて難しい環境下、「グローバル・イノベーション・ファーマ」に向けた飛躍的な成長に資する取り組みを遂行する為の資金の調達を目的として、今次の資金調達を行うことを決定いたしました。

当社は、本件に至るまで、平成24年3月21日に、割当予定先の業務執行組合員である株式会社ウィズ・パートナーズが創設及び運営を行っているウィズ・ヘルスケアPE1号投資事業有限責任組合及びシーエスケイブイシー技術革新成長支援ファンド投資事業有限責任組合に対し、第1回及び第2回転換社債型新株予約権付社債並びに第8回新株予約権を発行しております。同社は、日本におけるバイオベンチャー黎明期から投資をし、また国内外の投資先のIPO、M&A、事業提携等に多くの実績を残してきたことから、その長い経験を基にしたグローバルなネットワークを構築しています。バイオ・ヘルスケア分野のプロフェッショナルに加え、企業経営などに精通したメンバーが参加している会社でもあり、ミセル化ナノ粒子という当社のプラットフォーム技術を基礎に、抗がん剤の創薬事業を進める当社の経営方針及び事業内容並びに事業に必要な資金調達に深い理解を示していただき、前回の出資に至りました。

第1回及び第2回転換社債型新株予約権付社債並びに第8回新株予約権は転換及び行使が順調に進み、この調達資金を基に主要パイプラインの開発推進、新規パイプラインの探索、提携先の開拓などに積極的に取り組んでまいりました。これと同時に同社からは、当社の企業価値を高めるために、その国内外の幅広いネットワークを活用した製薬企業との提携等の事業開発、当社と相乗効果があるテクノロジーやパイプラインの探索及び獲得という事業面でのサポート及びIRを含めた経営面でのサポートを受けております。

当社は、主たる事業である医薬品事業の推進を加速させるためには資本・事業提携、M&Aが必須であると考えており、そのための資金調達について、株式会社ウィズ・パートナーズから、平成27年7月に本第三者割当の提案を受けました。今回の割当予定先であるウィズ・ヘルスケア日本2.0投資事業有限責任組合は、生命及び健康な生活に資する企業及びライフサイエンスを含む各分野で次世代の産業基盤を構築できると期待される企業を投資対象として、当該企業の価値向上を主たる目的として組成されており、当社の事業が割当予定先の企図する投資対象に合致



することから投資の提案があったものです。ウィズ・ヘルスケアPE1号投資事業有限責任組合及びシーエスケイブイシー技術革新成長支援ファンド投資事業有限責任組合は、いずれも出資総額のうち投資可能額を全て運用中でありますため、当社に追加出資できる資金余力がなく、割当予定先とはなりません。

当社は、今後「グローバル・イノベーション・ファーマ」へ成長するための早急なる基盤構築のためには、株式会社ウィズ・パートナーズによる支援が不可欠と考えており、前回の出資を通じて同社には当社の事業内容、経営課題及び資本政策に十分な理解を得て頂いており、割当予定先であるウィズ・ヘルスケア日本2.0投資事業有限責任組合は、生命及び健康な生活に資する企業及びライフサイエンスを含む各分野で次世代の産業基盤を構築できると期待される企業の価値向上を主たる利益の対象として組成されていることから、割当予定先として選定いたしました。

d 割り当てようとする新株予約権の目的である株式の数

割当予定先であるウィズ・ヘルスケア日本2.0投資事業有限責任組合に割り当てる本新株予約権付社債に付された新株予約権の目的となる株式数は2,631,578株、本新株予約権の目的となる株式の総数は5,525,000株であります。

e 株券等の保有方針

割当予定先は、当社の資本・業務提携、M&A資金を充当するほか、株式会社ウィズ・パートナーズを通して製薬企業との提携など当社の企業価値向上に資する施策の支援を行い、これらを投資家の立場から担保すべく、一定の議決権を保持し、かつ当社への役員等の派遣(現在、同社から社外取締役2名の派遣を受けております。)を継続する予定です。また、割当予定先は、当社の医薬品の開発及び販売に資する事業提携先への譲渡、あるいは、割当予定先の出資者に対する運用責任を遂行する立場から、適宜判断のうえ市場動向を勘案し、インサイダー取引規制なども考慮した上で、市場での売却も検討しています。

具体的には、本新株予約権付社債の転換により取得する株式の一部と本新株予約権の行使により取得する株式の一部、130万株程度については、原則として中長期的に保有する方針であります。

また、本新株予約権の行使により交付を受けることになる株式260万株程度については、当社の業務提携先等への譲渡を行うことを企図しています。残りの420万株程度については、適宜判断のうえ市場動向を勘案しながら市場で売却することもある旨口頭により確認しております。

なお、割当予定先の業務執行組員である株式会社ウィズ・パートナーズは、当社の資本・事業提携、M&Aに関する事業活動に協力する過程において、当社の重要事実を得る機会が生じることから、当該重要事実が公表されるまでの一定の期間、インサイダー取引規制に服するため、株式市場での売却機会は限定されているものと当社は考えております。

また、割当予定先が、本新株予約権付社債及び本新株予約権を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の決議による当社の承認を要する旨の制限が付されております。さらに、割当予定先が本新株予約権の行使により交付を受けることになる株式を市場外で譲渡する場合、当社の発行済株式総数の5%を超えて同一の第三者に対して行う場合には、当社と事前協議を行う旨を割当予定先と締結する本投資契約において規定する予定です。

f 払込みに要する資金等の状況

割当予定先の払込みに要する財産の存在については、割当予定先の業務執行組員である株式会社ウィズ・パートナーズからウィズ・ヘルスケア日本2.0投資事業有限責任組合は本日現在で総額150億円程度の資産を運用する予定である旨の報告を受けております。なお、同ファンドの組合契約では、その出資の方法がキャピタル・コールによるものとされていることから、本第三者割当の発表後に本新株予約権付社債及び本新株予約権を引き受けるために必要な資金を組合契約に従って同ファンドの各投資家に請求することとなり、当社は、同ファンドの投資家の名称及びその出資約束金額、並びに係るキャピタル・コールを含む契約諸条件を「組合契約書」により確認しております。

同ファンドの26の出資者のうち、業務執行組員である株式会社ウィズ・パートナーズを含む21の出資者については、既にその全額を出資済みであり、また主たる出資者である独立行政法人中小企業基盤整備機構については、同機構のホームページに掲載された「平成26事業年度 財務諸表」中の法人単位財務諸表 貸借対照表(現金及び預金)及び平成27年6月19日付「平成26事業年度 監事監査報告書」により、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社については、同社のホームページに掲載された平成27年5月13日付「平成26年度決算について」中の貸借対照表(現金預け金)により、出資に要する現金を保有していることを確認しております。その他の出資者のうち上場会社については、直近の四半期報告書及び四半期決算短信により出資に要する資金を保有していることを確認し

ており、それ以外の会社・個人については、同ファンドの業務執行組合員である株式会社ウィズ・パートナーズより、それらの出資者がこれまで同ファンドによるキャピタル・コールに対する出資の履行を遅滞したことはなく、特に信用が悪化している旨の情報を得てもいないことから、出資に要する資金を保有していると推認される旨を聞いております。

以上により、本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行に係る払込金額の払込みに支障はないと判断しております。

#### g 割当予定先の実態

当社は割当予定先であるウィズ・ヘルスケア日本2.0投資事業有限責任組合、その業務執行組合員である株式会社ウィズ・パートナーズ及びその役員が、暴力団等の反社会的勢力であるか否か、及び反社会的勢力と何らかの関係を有しているか否かについて、第三者調査機関である株式会社トクチャー（東京都千代田区神田駿河台三丁目2番1号 新御茶ノ水アーバントリニティ6階、代表取締役社長 荒川一枝）に調査を依頼し、確認を行った結果、反社会的勢力との関係が疑われる旨の該当報告はございませんでした。割当予定先の主たる出資者及び他の出資者については、未上場企業及び個人については、株式会社トクチャーに調査を依頼し、確認を行った結果、反社会的勢力との関係が疑われる旨の該当報告はございませんでした。独立行政法人中小企業基盤整備機構については、同機構のホームページに掲載されている「中小企業基盤整備機構『反社会的勢力に対する基本方針』について」において、反社会的勢力との一切の関係を遮断すること等の反社会的勢力排除に向けた基本方針を定めていることを確認しました。また、株式会社東京証券取引所に上場する会社については、証券取引所に提出した「コーポレートガバナンス報告書」において反社会的勢力との一切の関係を遮断すること等の反社会的勢力排除に向けた基本方針を定めていることをホームページにより確認しました。

なお、当社は、割当予定先関係者が暴力団等とは一切関係がないことを確認している旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しています。

## 2 【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

## 3 【発行条件に関する事項】

### a 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

本新株予約権付社債の転換価額及び本新株予約権の行使価額につきましては、割当予定先との間での協議を経て、本第三者割当に係る取締役会決議の日（以下「発行決議日」といいます。）の前取引日である平成27年9月17日から過去6ヵ月間の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値である1,142.74円を参考として、1,140円（ディスカウント率0.24%）といたしました。

転換価額及び行使価額の算定方法について、発行決議日の前取引日から過去6ヵ月間の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値である1,142.74円を基準といたしましたのは、昨今の金融・経済環境下における不安定な株式市場や当社株価の変動状況を考慮し、発行決議日前日という特定の一時点の株価を基準とするよりは、一定期間の平均値という平準化された値を採用するほうが、一時的な株価変動の影響等の特殊要因を排除でき、算定根拠として客観的かつ合理的であると判断したためです。

参考までに、本新株予約権付社債の転換価額及び本新株予約権の行使価額は、発行決議日の前取引日の当社普通株式の終値1,180円に対し3.39%のディスカウント、発行決議日の前取引日を基準とした過去3ヵ月間の平均株価1,099.40円に対し3.69%のプレミアム、過去1ヵ月間の平均株価1,010.17円に対し12.85%のプレミアムとなっております。

当社は、本新株予約権付社債の発行条件並びに本新株予約権の発行価額の決定にあたっては、公正性を期すため、独立した第三者機関である株式会社ブルータス・コンサルティング（東京都千代田区霞が関三丁目2番5号、代表取締役社長 野口真人、以下「ブルータス・コンサルティング」といいます。）に対して価値算定を依頼しました。

本新株予約権付社債については、株価（取締役会決議日の前取引日の株価）、配当率（0%）、権利行使期間（約6年間）、無リスク利率（0.098%）、株価変動性（87.47%）、発行会社及び割当予定先の行動（当社は当社株価が権利行使価額を30%以上上回っている場合は行使指示を行い、当社株価が権利行使価額の200%を超過した場合繰上償還するものとする。割当予定先は当社株価が権利行使価額を上回っている場合その一部を株式に転換し、転換された株式については、市場への影響に留意して売却すること（1日当たりの想定売却数は平均売買出来高（上場以来の売買出来高の1日平均）の約5%を目安とする。））、その他発行要項、発行条件及び本投資契約

に定められた諸条件の下、一般的な株式オプション価値算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定しております。

その上で、当社は、本新株予約権付社債の実質的な対価(額面100円当たり100円)とブルータス・コンサルティングの算定した公正価値(額面100円当たり97円10銭)を比較したうえで、本新株予約権付社債の実質的な対価が公正価値を下回る水準ではなく、本新株予約権付社債の発行が特に有利な条件に該当しないと判断いたしました。

本新株予約権については、株価(取締役会決議日の前取引日の株価)、配当率(0%)、権利行使期間(約6年間)、無リスク利子率(0.098%)、株価変動性(87.47%)、発行会社及び割当予定先の行動(当社は当社株価が権利行使価額を30%以上上回っている場合は行使指示を行い、当社株価が権利行使価額の200%を超過した場合取得するものとする。割当予定先は基本的に当社からの行使指示を待ち、行使された株式については、市場への影響に留意して売却すること(1日当たりの想定売却数は平均売買出来高(上場以来の売買出来高の1日平均)の約5%を目安とする。))、その他本新株予約権の発行要項、発行条件及び本投資契約に定められた諸条件の下、一般的な株式オプション価値算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定しております。

その上で、当社は、本新株予約権の発行価額は、公正価値と同額の、1個当たりの払込価額を381,000円(1株当たり15.24円)としており、適正かつ妥当な価額であり、有利発行には該当しないと判断しました。

当社は、本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行に係る発行価額の意思決定過程の公正性を担保すべくブルータス・コンサルティングより、平成27年9月18日において、本新株予約権付社債及び本新株予約権発行の発行価額についての財務的見地から見た当社にとっての公正性に関するフェアネス・オピニオンを取得しております。

さらに、当社は本新株予約権付社債の発行価額及び本新株予約権の払込金額の算定については、ペーカー&マッケンジー法律事務所(外国法共同事業)(東京都港区、以下「ペーカー&マッケンジー」といいます。)に対し、その算定方法や前提となる条件設定の合理性についての検証を依頼し、有価証券届出書やブルータス・コンサルティングの価値評価報告書など必要な書類を考察し、発行会社が割当予定先と締結する本投資契約や本有価証券の割当日における発行等が日本国の法令その他に矛盾、抵触しないかなどを検討し、現在妥当しうる解釈に照らし、本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行が有利発行を含め日本国の法令に矛盾ないし抵触しない旨の法律意見の表明を受けております。

なお、当社監査役3名(全員が会社法上の社外監査役)からは、本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行要項の内容及び上記のブルータス・コンサルティングの算定結果及びフェアネス・オピニオン並びにペーカー&マッケンジーの表明した法律意見を踏まえ、下記事項について確認し、本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行条件が割当予定先に特に有利でないと判断した旨の意見表明を受けております。

- ・本件発行においては、転換社債型新株予約権付社債及び新株予約権の発行実務並びにこれらに関連する法律・財務問題に関する知識・経験が必要であると考えられ、ブルータス・コンサルティング及びペーカー&マッケンジーがかかる専門知識・経験を有すると認められること。
- ・ブルータス・コンサルティング及びペーカー&マッケンジーは当社と顧問契約関係になく当社経営陣から独立していると認められること。
- ・ブルータス・コンサルティングは、一定の条件(株価、権利行使期間、無リスク利子率、株価変動性、発行会社及び割当予定先の行動、平均売買出来高、割引率、その他転換社債型新株予約権等の発行要項、発行条件及び本投資契約に定められた諸条件)の下、一般的な株式オプション価値算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定しており、かつ発行価額についての財務的見地から見た当社にとっての公正性に関するフェアネス・オピニオンを提出していること。
- ・ペーカー&マッケンジーは、独立した立場で価格算定において採用されている前提事実やロジックが合理的であるか否かを分析し、有価証券届出書やブルータス・コンサルティングの価値評価報告書など必要な書類及び事項を考察、検討し、現在妥当しうる解釈に照らし、本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行が有利発行を含め日本国の法令に矛盾ないし抵触しない旨の法律意見の表明をしていること。
- ・本件発行の決議を行った取締役会において、ブルータス・コンサルティング及びペーカー&マッケンジーの意見を参考にしつつ本件発行担当取締役による説明を踏まえて検討が行われていること。

なお、当社取締役のうち松村淳及び藤澤朋行は、株式会社ウィズ・パートナーズの役員であり、本第三者割当に関して利害関係を有すると考えられることから、当社取締役会において本第三者割当に関する審議及び決議に参加していません。

#### b 発行数量及び株式の希薄化の規模の合理性に関する考え方

当社は、以下の理由により、発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断しております。

本新株予約権付社債に関して発行される予定の株式数は最大で2,631,578株であり、転換価額が固定化されているため、発行後の交付予定株式数の変動はありません。

本新株予約権の行使により発行される予定の株式数は最大で5,525,000株であり、行使価額が固定化されているため、発行後の交付予定株式数が増加することはありません。

本新株予約権付社債及び本新株予約権に係る潜在株式数は、上記のとおりそれぞれ2,631,578株及び5,525,000株、合計8,156,578株となっており、これは平成27年9月17日現在の発行済株式総数42,625,858株(総議決権数426,226個)に対して、合計19.14%(議決権比率19.14%)の希薄化が生じます。しかし、長期かつ安定的な投資資金を調達し、財務基盤を強化することによって、資本・事業提携、M&Aを推進し、より充実した事業体制の構築を図ることを目的とする今回の第三者割当による転換社債型新株予約権付社債及び新株予約権の募集は、当社の企業価値及び株式価値の向上を図るためには必要不可欠な規模及び数量であると考えております。

本新株予約権付社債及び本新株予約権の行使により発行される株式につき、割当予定先は合計130万株程度については、原則として中長期的に保有し、260万株程度については、当社の業務事業提携先等への譲渡を行うことを企図しており、残り420万株程度については、適宜判断のうえ市場動向を勘案しながら市場で売却していく方針ですが、当社株式の直近6ヵ月間の1日当たりの平均出来高は528,445株、直近3ヵ月間の1日当たりの平均出来高は775,643株、直近1ヵ月間の1日当たりの平均出来高は1,725,574株となっており、一定の流動性を有しております。一方、割当予定先が売却予定の420万株を本新株予約権付社債及び本新株予約権の行使期間である6年間(245取引日/年で計算)で売却すると仮定した場合の1日当たりの数量は2,857株となり、上記直近6ヵ月間の1日当たりの平均出来高の0.54%、直近3ヵ月間の1日当たりの平均出来高の0.37%、直近1ヵ月間の1日当たりの平均出来高の0.17%となるため、株価に与える影響は限定的かつ、消化可能なものと考えております。

したがって、当社は本新株予約権付社債及び本新株予約権による発行数量及び株式の希薄化の規模は、合理的な範囲であるものと判断しております。

#### 4 【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

## 5 【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数に 対する所有 議決権数の 割合(%)	割当後の 所有株式数 (株)	割当後の 総議決権数に 対する所有 議決権数の 割合(%)
ウィズ・ヘルスケア日本2.0投資事業有限責任組合	東京都港区愛宕二丁目5番1号			8,156,578	16.06
ウィズ・ヘルスケアPE1号投資事業有限責任組合	東京都港区愛宕二丁目5番1号	3,087,550	7.24	3,087,550	6.08
信越化学工業株式会社	東京都千代田区大手町二丁目6番1号	2,660,000	6.24	2,660,000	5.24
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11	1,565,400	3.67	1,565,400	3.08
中富 一郎	東京都渋谷区	1,159,000	2.72	1,159,000	2.28
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	1,008,900	2.37	1,008,900	1.99
興和株式会社	愛知県名古屋市中区錦三丁目6番29号	1,000,000	2.35	1,000,000	1.97
DEUTSCHE BANK AG LONDON-PB NON-TREATY CLIENTS 613 (常任代理人ドイツ証券株式会社)	TAUNUSANLAGE 12, D-60325, FRANKFURT AM MAIN, FEDERAL REPUBLIC OF GERMANY (東京都千代田区永田町二丁目11番1号)	847,109	1.99	847,109	1.67
UBS AG LONDON A/C IPB SE GREGATED CLIENT ACCOUNT (常任代理人シティバンク銀行株式会社)	BAHNHOFSTRASSE 45, 8001, ZURICH, SWITZERLAND (東京都新宿区新宿六丁目27番30号)	642,050	1.51	642,050	1.26
CYNTEC CO., LTD. (常任代理人 土橋 健志)	BEAUFORT HOUSE, PO BOX438, ROAD TOWN, TORTOLA, BRITISH VIRGIN ISLANDS (大阪府豊中市)	623,200	1.46	623,200	1.23
松井証券株式会社	東京都千代田区麹町一丁目4番地	585,500	1.37	585,500	1.15
計		13,178,709	30.92	21,335,287	42.02

- (注) 1. 募集前の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、平成27年3月31日現在の株主名簿上の株式数に平成27年4月1日以降平成27年8月31日までの新株予約権行使による増加株式数(19,000株)を加算して作成しています。
2. 募集後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、募集前の株式数をもとに、本新株予約権及び本新株予約権付社債が全て行使された場合に増加する株式を加えて算出しております。
3. 募集前の総議決権数に対する所有議決権数の割合及び募集後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、小数点第3位を四捨五入して表示しております。
4. JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社、JPモルガン証券株式会社及びジェー・ピー・モルガン・クリアリング・コーポレーション(J.P.Morgan Clearing Corp.)の連名で平成27年4月6日付で提出された大量保有の変更報告書により、平成27年3月31日現在で以下の株式を所有している旨の報告を受けておりますが、当社として本日時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記第三者割当後の大株主の状況には含めておりません。
- 変更報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等 の数(株)	株券等保 有割合 (%)
JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目7番3号	2,546,900	5.98
JPモルガン証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目7番3号		
ジェー・ピー・モルガン・クリアリング・コーポレーション (J.P.Morgan Clearing Corp.)	アメリカ合衆国 11245 ニューヨーク州 ブルックリン スリー・メトロ・テック・センター	67,300	0.16

6 【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8 【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

## 第二部 【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

## 第三部 【参照情報】

### 第1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

#### 1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第19期(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)平成27年6月25日関東財務局長に提出

#### 2 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第20期第1四半期(自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日)平成27年8月12日関東財務局長に提出

#### 3 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(平成27年9月18日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成27年6月26日に関東財務局長に提出

### 第2 【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書(以下「有価証券報告書等」といいます。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後本有価証券届出書提出日(平成27年9月18日)までの間に生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等の記載に含まれる将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日(平成27年9月18日)現在においても変更の必要はないと判断しております。

### 第3 【参照書類を縦覧に供している場所】

ナノキャリア株式会社 本社  
(千葉県柏市若柴226番地39 中央144街区15)  
株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)



#### 第四部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 第五部 【特別情報】

該当事項はありません。